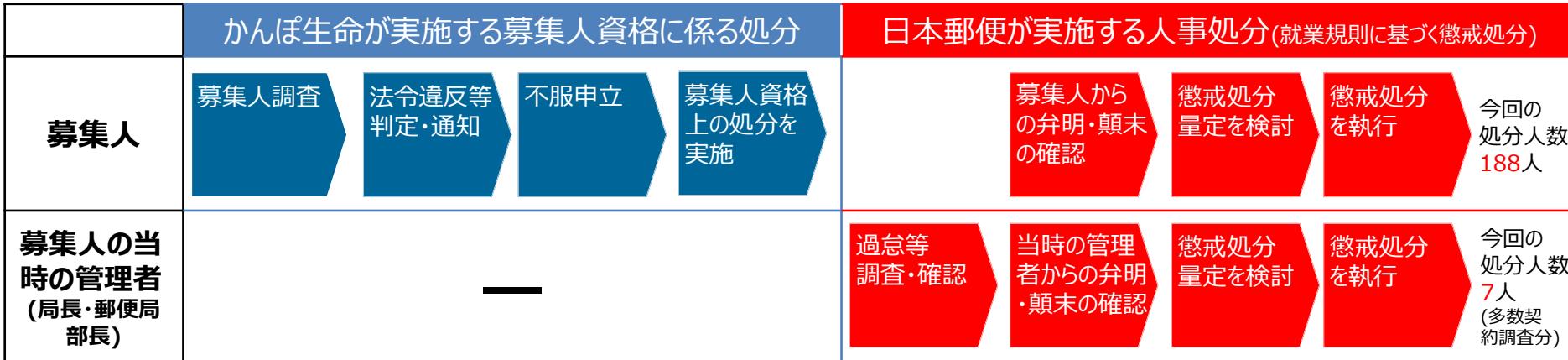


かんぽ生命保険商品の募集に係る問題における人事処分

1 人事処分の実施

- 募集人等に対する人事処分に当たっては、かんぽ生命が実施する募集人調査・処分を経て、日本郵便において募集人及び当時の管理者に対する人事上の処分（懲戒処分）を実施
- 今般の募集に係る問題については、不適正募集を多数発生させたことによりお客さまへの不利益を生じさせ、郵便局や郵政グループに対する信頼を大きく損ねたこと、また、金融庁及び総務省から3か月間の業務停止命令という処分が下されたことなど、過去の例では収まらない創業以来の危機を招いたことを重く受け止め、募集人及び当時の管理者だけではなく、日本郵便・かんぽ生命の本社・支社・エリア本部等において責任を有していた者に対しても厳格な人事処分を実施（既に退職、退任している者を除く）
- これにより、今回、第1弾として両社合計で573人の処分を実施（日本郵便:458人、かんぽ生命:142人 ※出向による重複者27人を含む）
- 今後も順次処分を実施

2 募集人調査と処分のプロセス (7月末の処分状況はP.2、詳細はP.5参照)



3 本社・支社・エリア本部等の責任者の人事処分 (日本郵便・かんぽ生命) (詳細はP.5、P.7参照)

	概要
役員	<ul style="list-style-type: none"> 今般の問題の調査期間である2014年度～2018年度に営業部門等を担当していた日本郵便の執行役員・かんぽ生命の執行役に対し、厳重注意、月額報酬の減額を実施。【合計39人（日本郵便：20人、かんぽ生命：19人）】
本社・支社・エリア 本部等の責任者	<ul style="list-style-type: none"> 上記と同期間ににおいて、日本郵便及びかんぽ生命の本社部長や支社長、支社部長、金融渉外本部長、エリア本部長等の営業部門等を担当していた責任者に対し、不適正募集に関連して初めて、懲戒処分を実施。【合計339人（日本郵便:243人、かんぽ生命:123人 ※出向による重複者27人を含む）】

募集人及び当時の管理者に対する処分状況

【かんぽ生命が実施する募集人資格に係る処分】

1 特定事案調査

- 法令違反は311件(413人)、社内ルール違反は3,286件(2,206人)となっており、募集人資格処分確定は2,563人、不服申立期間中など処分判定中が56人。
- 募集人資格処分確定者の内訳は、業務廃止が47人(他事案9人、退職者33人の業務廃止相当含む)、1カ月から6カ月の業務停止が1,081人、2週間又は3週間の業務停止が1,435人。

(7月22日時点)

違反区分	実質的業務停止期間・資格処分	該当者*
法令違反 413人	業務廃止	42人
	3又は6カ月 厳重注意	360人
	不服申立中など処分判定中	11人
社内ルール違反 2,206人	業務廃止	5人
	1~6カ月 厳重注意	721人
	2又は3週間 処分免除	1,435人
	不服申立中など処分判定中	45人

* 退職者など募集人資格を既に持たない人数を含む。

2 多数契約調査（昨年より実施している事案※1）

- 業務廃止は77人(退職者7人の業務廃止相当含む)、2人に対して3カ月または6カ月の業務停止。

(7月22日時点)

違反区分	実質的業務停止期間・資格処分	該当者※2
法令違反 79人	業務廃止	77人
	3又は6カ月 厳重注意	2人

※1 2019年6月27日プレスリース参照。

※2 退職者など募集人資格を既に持たない人数を含む。

【日本郵便が実施する人事処分(就業規則に基づく懲戒処分)】

- 特定事案調査及び多数契約調査に関して、募集人及び当時の管理者(郵便局長・郵便局部長)に対する懲戒処分の手続きを6月から開始

1. 特定事案調査

かんぽ生命から6月までに社内ルール違反で「処分免除」とされた者のうち、220人の募集人から非違行為に係る顛末等を書面により徵取

2. 多数契約調査

かんぽ生命から6月までに「業務廃止」処分された者(75人)のうち、退職者等を除く64人の募集人から、非違行為に係る顛末等を書面により徵取(7月に業務廃止となった2名については今後対応)

内容確認したものから、順次懲戒処分の量定を決定・執行
(7/28より執行開始)

■ 募集人の懲戒処分

(特定事案調査・多数契約調査分)

(7月28日対象分)

対象者	処分執行状況	人 数
募集人	懲戒解雇	6人
	停 職	2人
	減 紿	40人
	戒 告	140人
合 計		188人

※ 特定事案調査に係る募集人の当時の管理者に対する人事処分は8月下旬に実施予定

- 募集人の当時の管理者(郵便局長・郵便局部長)の懲戒処分
(多数契約調査分)

(7月28日対象分)

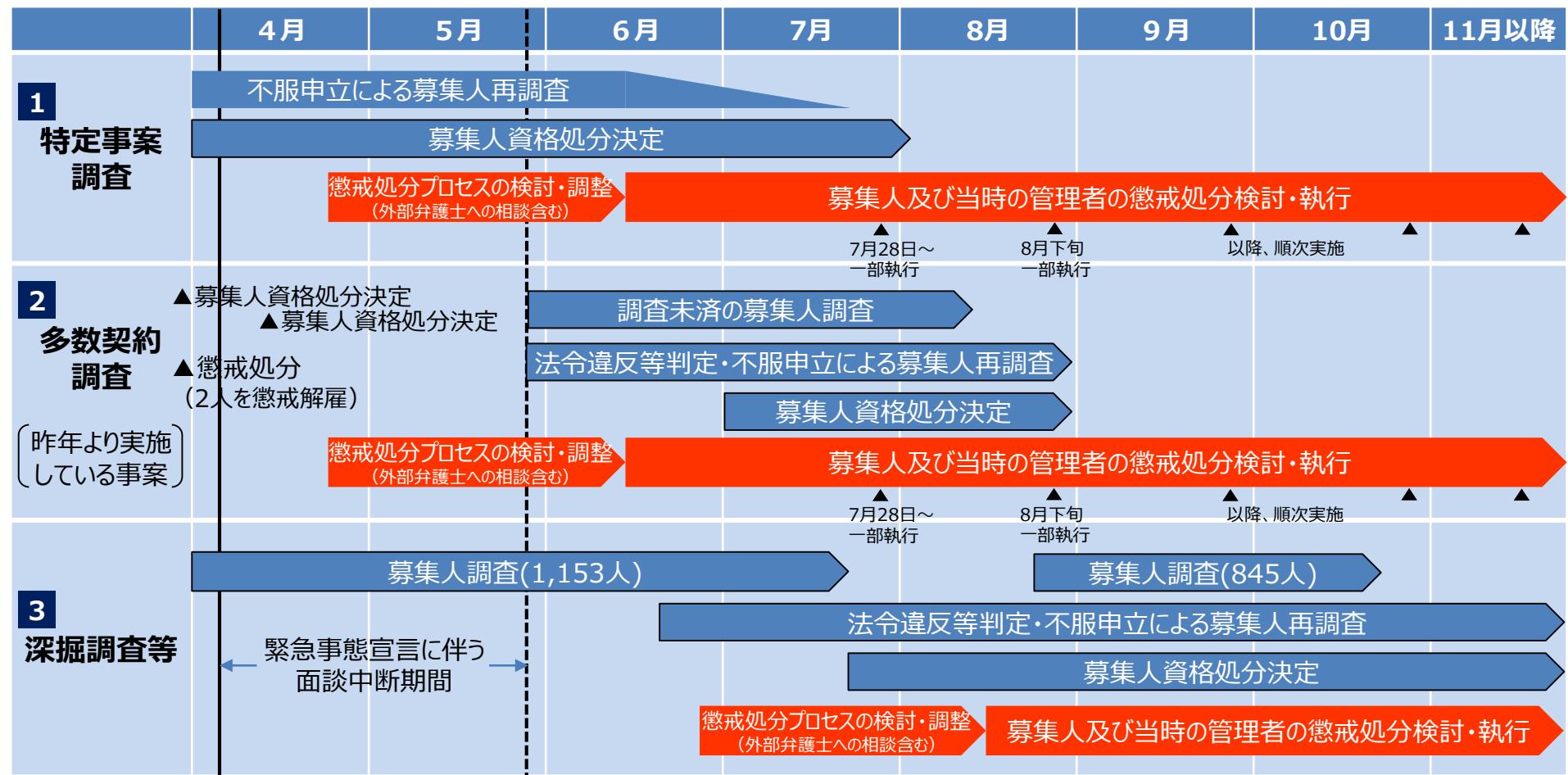
対象者	処分執行状況	人 数
管理者	戒 告	2人
	訓 戒	5人
合 計		7人

※ 上記プロセスを繰り返し、特定事案、多数契約調査の募集人等に対する懲戒処分を順次実施

(参考) 募集人調査及び懲戒処分のスケジュール

かんぽ生命が実施する募集人資格に係る処分

- 1** 特定事案調査の募集人調査は、病休等による調査不能を除き概ね完了。
- 2** 多数契約調査(昨年より実施している事案)の募集人調査は、調査未済の募集人調査・判定を順次実施。
- 3** 深掘調査等において、事案ごとに調査するのではなく、お客さまからの苦情等が多い募集人を選定し優先的に募集人調査を行うとともに、調査が終了するまでの間、募集を停止。現在、1,153人を選定し、募集人調査及び募集人資格に係る判定を行っている。更に、6月末で深掘調査のお客さま確認に一定の目途がついたため、6月末データに基づき、8月に845人の追加を予定。



日本郵便における人事処分の実施①

I 懲戒処分の考え方

- 募集人及び当時の管理者、本社・支社の責任者に対しては、以下方針に則り、厳格に人事処分を実施

対象者	処分の方針と今回(7月末実施) の処分の範囲
1. 不適正募集を行った募集人に対して反省を促す厳格な処分	<p>(処分方針)</p> <ul style="list-style-type: none">かんぽ生命によるリニエンシー適用により「募集人処分免除」とされた場合も含め処分を実施。特に非違の情状が重い者については、懲戒解雇を行う等、原則的な量定に加重した処分を実施。 <p>(今回の処分の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none">特定事案については、かんぽ生命が6月までに社内ルール違反で「処分免除」とした者の一部【募集人資格処分確定者全体の7.1%（今回182人/全体2,563人）】多数契約事案において「業務廃止」の通知を受けた者の一部【募集人資格処分確定者全体の7.8%（今回6人/全体77人）】
2. 募集人の当時の管理者（郵便局長・郵便局部長）の過怠及び指導不十分に対する厳格な処分	<p>(処分方針)</p> <ul style="list-style-type: none">指導に過怠が認められた場合に処分を実施。特別調査委員会からも指摘されたように、従来は定められた研修・指導等の履行や書面の形式的チェックを行っていた事実があれば「懲戒処分なし」としていたが、今回の不祥事の重大性に鑑み当時の管理者の責任を明確にし、不適正募集事案の発生状況に基づく「実態把握不十分（指導不十分）」を処分理由として認定。パワハラ等の行為が認められた場合は、当該非違行為に応じて厳格に処分。 <p>(今回の処分の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none">今回処分を行う多数契約調査に関して、管理・監督者としての過怠が認定された者 ※特定事案に係る募集人の当時の管理者に対する懲戒処分は8月下旬実施予定。
3. 本社・支社の責任者の実態把握及び指導不十分に対する厳格な処分	<p>(処分方針)</p> <ul style="list-style-type: none">新規契約獲得に偏重した指導・管理、また、適正募集に向けた対応や取組みに改善すべき点があったと判断し、不適正募集に関連して初めて、懲戒処分を実施。営業部門の責任者（営業部長・金融渉外本部長）は担当する郵便局における不祥事故発生状況に基づき加重。 <p>(今回の処分の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none">2014年度から2018年度に、かんぽ営業等を担当していた役員・本社部長や支社長、支社部長、金融渉外本部長等
4. グループ一体としての厳格な処分	<p>(処分方針)</p> <ul style="list-style-type: none">グループ内に異動、出向復帰した者についても、現所属会社において処分実施を要請

日本郵便における人事処分の実施②

II 処分の内容

区分	対象者	処分内容
1. 本社・支社等の管理部門の当時の責任者に対する処分	<p>① 2014年度から2018年度において金融営業部門等を担当していた執行役員 金融営業部、金融業務部、監査部、コンプライアンス統括部、経営企画部</p> <p>➤ 2020年1月の報酬減額は、その時点の担当執行役員に対して行ったものであるが、今回は当時の担当していた分掌に基づき実施</p> <p>② 2014年度から2018年度における本社の営業・業務部門の責任者、支社長、支社営業・業務部門の責任者（かんば関連の担当に限る）</p> <p>➤ 適正募集に向けた対応や取組みに改善すべき点があったとして懲戒処分を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 本社：金融営業部長、金融業務部長等 □ 支社：支社長、副支社長、経営管理本部長・副部長、金融営業部長、金融業務部長、金融渉外本部長等 	<p>■ 代表取締役社長から厳重注意、月額報酬の減額※を実施（計20人）</p> <p>(厳重注意対象となる執行役員) 17人 (報酬減額対象となる執行役員) 3人<small>(グループ他社役員には、厳重注意・自主返納を要請)</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融営業担当（2014～2017年度）：30%×6ヶ月 ・コンプライアンス担当（2014年度）：20%×6ヶ月 ・経営企画担当補佐（2014年度）：10%×6ヶ月 <p>※2020年1月に行った報酬減額の実施割合分を除く</p> <p>(処分の内訳) 戒告 46人 訓戒 117人 注意 80人 合計 243人</p> <p>※出向による重複者 27人を含む</p>
2. 募集人及び当時の管理者に対する懲戒処分	<p>① 募集人の当時の管理者</p> <p>➤ 募集管理の不備を認定</p> <p>② 募集人</p> <p>➤ 不適正募集の非違に対する処分</p>	<p>(処分の内訳) 戒告 2人 訓戒 5人 合計 7人</p> <p>※ 今回は多数契約調査に係る当時の管理者の処分のみ</p> <p>(処分の内訳) 懲戒解雇 6人 停職 2人 減給 40人 戒告 140人 合計 188人</p>

日本郵便における人事処分の実施③

III 今後の処分スケジュール

- 特定事案に係る募集人及び多数契約事案に係る募集人並びに当時の管理者に対する処分については、引き続き非違行為に係る顛末等を確認の上、処分を実施

区分	内容	
2020年 8月中	<ul style="list-style-type: none">① 特定事案に係る募集人の当時の管理者（郵便局長・郵便局部長） ※ 特定事案全般に係る指導不十分等に対して処分② 特定事案の募集人の中一部③ 多数契約調査の募集人及び当時の管理者（郵便局長・郵便局部長）	
2020年 9月以降	① 特定事案	<ul style="list-style-type: none">• 募集人処分確定後、順次処分手続きを開始• 再度調査等が必要なものを除き、概ね年内に実施予定
	② 多数契約調査 (募集人及び当時の管理者)	<ul style="list-style-type: none">• 順次、処分を実施し、年内に実施予定 ※ かんぽ生命における募集人の追加調査実施に伴い、調査状況により時期の延期等あり
	③ 深掘調査等	<ul style="list-style-type: none">• 深掘調査等による募集人の不適正募集が判定（8月～10月）され次第、募集人及び当時の管理者に対する処手続きを開始

かんぽ生命保険における人事処分の実施

I 人事処分（懲戒処分）の考え方

- かんぽ生命が実施する募集人調査・処分を経て、日本郵便において募集人及び当時の管理者に対する人事上の処分（懲戒処分）が進められている。
- また、今般のかんぽ商品の募集に係る問題については、不適正募集を多数発生させたことによりお客さまへの不利益を生じさせ、郵便局や郵政グループに対する信頼を大きく損ねたこと、また、金融庁及び総務省から3か月間の業務停止命令という処分が下されたことなど、過去の例では収まらない創業以来の危機を招いたことを重く受け止めている。
- このため、保険会社として募集人・代理店（日本郵便）に対する管理・指導等の責任を有していることから、本社・エリア本部・支店の責任者に対して、募集人・代理店（日本郵便）に対する管理・指導等への関与の度合い等に基づき厳格な人事処分（懲戒処分）を実施。

II 人事処分（懲戒処分）の内容

対象者

1. 2014年度から2018年度に以下の部署を担当していた執行役

営業企画部、営業推進部、営業指導育成部、募集管理統括部、コンプライアンス統括部、商品開発部、内部監査部、経営企画部

➢ 2020年1月の報酬減額は、その時点の担当執行役に対して行ったものであるが、今回は当時の担当していた分掌に基づき実施

処分内容

- 代表執行役社長から厳重注意、月額報酬の減額※を実施（計19人）
(厳重注意対象となる執行役) 17人
(うち報酬減額対象となる執行役 2人)
 - ・営業企画担当（2017年度） 30%×6か月
 - ・募集管理統括担当（2016・17年度） 30%×6か月
(報酬減額対象となる執行役（厳重注意・自主返納を要請）) 2人
 - ・募集管理統括担当（2016年度） 30%×6か月
 - ・募集管理統括担当（2014・15年度） 30%×6か月
※2020年1月に行つた報酬減額の実施割合分を除く

2. 2014年度から2018年度における本社・エリア本部・支店の責任者

➢ 適正募集に向けた対応や取組みに改善すべき点があったとして、本社については募集人・代理店（日本郵便）に対する管理・指導等への関与の度合いに基づき、エリア本部・支店についてはエリア内・支店受持ち内の郵便局における不適正募集の発生状況に基づき加重して、不適正募集に関連して初めて懲戒処分を実施。

- 本 社：上記1の部署を担当していた部長等
- エリア本部：エリア本部長、副本部長、企画役、総合企画部長
- 支 店：支店長

（処分の内訳）

- | | |
|----|------|
| 戒告 | 21人 |
| 訓戒 | 67人 |
| 注意 | 35人 |
| 合計 | 123人 |

※ 出向による重複者
27人を含む